

令和元年 第6回 農業委員会総会

日時 令和元年6月25日（火）午後3時
場所 糸満市役所3-C会議室

農業委員

会長 国吉 真昭 代理 大本 秀子 1番 玉城 正智 2番 百次 成仁
3番 仲西 栄二 4番 下地 功祐 5番 山城 学 6番 杉本 雄靖
7番 長嶺 功 8番 久保田 政子 9番 宮里 良淳 10番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1番 大城 茂治 2番 金城 正弘 3番 大城 久 4番 玉城 賢清
5番 賀数 宏 6番 伊敷 幸隆 7番 玉城 信榮 8番 大城 勇
9番 伊礼 幸清 10番 新垣 芳隆 11番 玉城 秀則 12番 玉城 薫
13番 志茂 政安 14番 安谷屋 健治

【欠席委員】

なし

【職務のために出席した職員】

金城 悟 金城 伊作 新垣 千春

【議事録署名人】

4番農業委員 下地 功祐 5番農業委員 山城 学

【議事日程】

- 日程第1 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第33号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について
日程第5 議案第34号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画に
ついて
日程第6 議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用
地利用配分計画案に係る意見について
日程第7 議案第36号 非農地証明願いについて

令和元年 第6回 総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、令和元年第6回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。それでは会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さんこんにちは。それでは令和元年第6回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が4番農業委員下地功祐委員、5番農業委員山城学委員です。次回調査委員が2番農業委員百次成仁委員、3番農業委員仲西栄二委員、8番推進委員大城勇委員となっています。よろしくお願ひします。</p> <p>【議事日程】</p> <p>日程第1 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (15件)</p> <p>日程第2 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)</p> <p>日程第3 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (4件)</p> <p>日程第4 議案第33号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (4件)</p> <p>日程第5 議案第34号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (8件)</p> <p>日程第6 議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について (3件)</p> <p>日程第7 議案第36号 非農地証明願ひについて (1件)</p>
会長	<p>【議題の審議】</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。日程第1議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請について15件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>それでは2ページをお開き下さい。農地法第3条に係る許可申請についてあります。1番は真栄里の1筆で、売買による所有権の移転であります。2番は国吉の1筆で、5年間の使用貸借権の設定であります。3番は真栄里の2筆で、5年間の使用貸借権の設定であります。4番は小波蔵の1筆と、糸洲の5筆で、贈与による所有権の移転であります。5番は豊原の1筆で、売買による所有権の移転であります。次に3ページをお開き下さい。6番は国吉の1筆で、売買による所有権の移転であります。7番は新垣の1筆で、売買による所有権</p>

	<p>の移転であります。8番は新垣の1筆で、3年間の賃借権の設定であります。9番は宇江城の1筆で、20年間の使用貸借権の設定であります。10番は新垣の1筆で、売買による所有権の移転であります。次に4ページをお開き下さい。11番は真壁の2筆で、売買による所有権の移転であります。12番は大度の2筆で、贈与による所有権の移転であります。13番は米須の1筆で、売買による所有権の移転であります。14番は米須の1筆で、売買による所有権の移転であります。15番は大度の1筆で、贈与による所有権の移転であります。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第30号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、次に日程第2議案第31号農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは6ページをお開き下さい。1番は国吉の1筆で、農地区分は第2種農地であります。一般住宅への転用であります。以上です。</p>
会長	<p>それでは調査委員の報告をお願いします。</p>
調査員	<p>それでは4条の報告を致します。7ページをお開き下さい。 申請地は、山林及び原野に囲まれた第2種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。</p>
会長	<p>それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし</p>
会長	<p>それでは、議案第31号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>

委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第3議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請について4件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは10ページをお開き下さい。1番は喜屋武の3筆で、農地区分は第1種農地であります。海ぶどう養殖場への転用で、売買による所有権の移転であります。2番は福地の1筆で、農地区分は第1種農地であります。農家住宅への転用で、贈与による所有権の移転であります。3番は宇江城の1筆で、農地区分は農振農用地であります。営農型発電設備への転用で、3年間の使用貸借権の設定であります。4番は大里の1筆で、農地区分は第1種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	<p>それでは5条の報告を致します。11ページをお開き下さい。</p> <p>申請地は第1種農地ですが、特別な立地条件を要する施設に該当するため海ぶどう養殖場への転用は問題ないものと判断しました。次に13ページをお開き下さい。申請地は第1種農地ですが、集落接続に該当するため農家住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に15ページをお開き下さい。申請地は農振農用地ですが、営農型太陽光発電を目的とした一時転用のため問題ないものと判断しました。次に17ページをお開き下さい。申請地は第1種農地ですが、集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。</p>
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし
会長	それでは、議案第32号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第4議案第33号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について4件を議題とします。事務局

	<p>の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、19 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。</p> <p>議案書を読み上げて説明(内容省略)</p>
会長	<p>それでは、議案第 33 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。次に日程第 5 議案第 34 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 8 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、27 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。</p> <p>議案書を読み上げて説明(一部内容省略)</p> <p>1-17 は喜屋武の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。1-18 は真栄里の 3 筆で、8 年間の使用貸借権の設定であります。1-19 は照屋の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。1-20 は座波の 1 筆で、5 年間の貸借権の設定であります。1-21 は米須の 1 筆で、5 年間の貸借権の設定であります。1-22 は豊原の 1 筆で、5 年間の貸借権の設定であります。1-23 は豊原の 4 筆で、5 年間の貸借権の設定であります。1-24 は与座の 2 筆で、10 年間の貸借権の設定であります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは議案第 34 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

会長	ありがとうございました。次に日程第 6 議案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について 3 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、30 ページをお開き下さい。</p> <p>1-6 は座波の 1 筆が 5 年間、与座の 2 筆が 10 年間の賃借権の設定であります。1-7 は米須の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。1-8 は豊原の 5 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。以上です。</p>
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 35 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 7 議案第 36 号非農地証明願ひについて 1 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、32 ページをお開き下さい。</p> <p>1 番は武富の 1 筆で、以前から耕作していない為、原野化している状況であるとのことです。以上です。</p>
会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
調査員	33 ページをお開き下さい。申請地は、農地法が適用された日の前から原野化している様子であり、非農地に該当すると判断しました。以上です。
会長	では、皆様のご意見よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは議案第 36 号について、非農地と決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

4 番農業委員 下地 功祐

5 番農業委員 山城 学